## 令和4年9月2日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 9 月 2 日 (金) 9 時 00 分 ~ 9 時 40 分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室 (2階)
- 3 議 事 議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 5 件 議案第 19 号 農用地利用集積計画の制定について 1 件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出
  - 2) 非農地通知について
  - 3)業務報告·予定
  - 4) その他

## 出席委員 19名

1番 宇 川 傳 治 12番 谷 口 修 2番 田 悟 敏 子 13番 宮 西 勝 昇 14番 加賀谷 良雄 3番 中 村 重 樹 4番 坂 田 信 一 15番 髙 田 太 衛 5番 日 光 善 治 16 番 砖 善秋 三 輪 和 雄 6番 17番 木 村 鉄 雄 7番 吉 江 秀 一 18番 沼 田 吉 雄 前田真一郎 8番 19番 渋 谷 忠 司 9番 西尾 和三郎 20番 唐 島 隆 夫 10番 多 田 博 次

欠席委員 11番 石 丸 正 明

令和4年9月2日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	皆さんおはようございます。時間になりましたので、石丸議員さん
	に関しては欠席という連絡は受けておりませんが、時間が来ましたの
	で、始めたいと思います。
	今月は、稲刈り時期ということで、9時からの総会に早朝よりお集ま
	りいただきどうもありがとうございます。夏の刈り取りも天気もすっ
	きりせずまだ終わっておられない所もあるかと思います。また天気が
	良くなってでも倒伏状態がひどいものだから、ある程度おかなくちゃ
	コンバインに入りにくいとかいろいろあったかと思います。
	おかげさまでうちの方は息子に聞きましたら、16丁の田んぼの早稲
	は刈り取りが終わって、調整の真っ最中でございます。出来高につい
	ては、私のところは、全部出てしまうものだから収量がいいのか悪い
	のかわかりませんが、見てみると米粒が小さいようなことが見受けら
	れます。
会長	それでは、ただいまから小矢部市農業委員会9月総会を開催いた
	します。ただいまの出席委員は、19名で定足数に達しておりますので
	、総会は成立しております。
	欠席委員は、石丸委員さんとなっております。
	本日の議事録署名委員を指名いたします。15番の髙田委員さん、16
	番の残委員さんにお願いいたします。
	それでは、本日の付議議案を申し上げます。
	○議案第18号
	「農地法第5条の規定による許可申請について」計5件
	<ul><li>○議案第19号</li><li>「農用地利用集積計画の制定について」</li></ul>
	以上、2件の付議議案となっています。
	それでは、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請につい」
	て」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明
	します。議案書1ページから3ページをご覧下さい。
	受付番号16番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が○○さん、
	賃借人が○○さんです。対象の農地は1筆で面積が3,933㎡となって
	おり、駐車場建設のため転用を行おうとするものです。位置図につい

	ては、1ページから5ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号16番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	報告いたします。16番○○は位置図の1ページから5ページまでです。賃貸人の○○さんが賃借人の○○さんに○○番地3,933 ㎡を駐車場建設として申請するものであります。○○さんは現在駐車場が不足しておりまして、申請地の賃貸借契約で駐車場を建設するものです。約120台余りの車を停められる計画です。期間は令和4年10月1日から29年間利用するもので、申請地の北側には緑地帯、東側には歩道、境界を含む土地には雨をためることのないようにしたいということで、雨水は調整池を作って東側水路へ排水するということでございます。 まだ造成していませんが、話し合いの結果、造成に関わる工事用車両が周りをいろいろ出入りするということで、すぐ横には営農組合がございます。ちょうど農繁期と重なっていて一般車両が通行に支障をきたさないようにしてという話、それから当該地への周辺の環境影響について、雨水の排水処理、造成した後の市道の利用安全面について十分配慮をお願いしますという話をしてきました。その他町内会長、小矢部市土地改良区の同意も得ております。以上であります。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	受付番号 16 番について、質問が無いようですので、次に、受付番号 17 番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号17番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が○○さん外 1名、賃借人が○○さんです。対象の農地は6筆で合計面積が 11,717.25㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとする ものです。位置図については、6ページから11ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。

会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号17番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	報告いたします。譲渡人が○○さん、○○さん、譲受人が○○さんで、○○の地番○○番、4,170 ㎡、○○番 1、4,051 ㎡、○○番 2、81 ㎡、○○番 3、2.25 ㎡、○○番 1、3,330 ㎡、合計 11,717.25 ㎡ですが、現在は○○さんが耕作しておりますが、以前から土壌改良を目的とした砂利採取を希望されておりました。やっと念願がかなって砂利をとっていいよという話になったのですけれども、一方○○さんは採取地を探しておりまして、申請地の砂利採取を行うことになったということです。 期間は令和 6 年 9 月 30 日まで一時転用として、期間内に埋め戻し原状復帰して、農地に戻し、農地の整地作付けに支障のないようにしますということです。申請地のもう一つの実害の確実性については○○さんは数々の実績があります。 用排水について当該地を確認、排水しないことを確認しています。被害防除については、立て看板、防護柵、バリケード等を行う予定です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	受付番号17番について、質問が無いようですので、次に、受付番号 18番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号18番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が○○さん、 賃借人が○○さんです。対象の農地は2筆で合計面積が5,722㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、12ページから14ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号17番について、調査報告をお願いいたします。

r	
○○委員	譲受人が○○さん、譲渡人が○○さんの田んぼで○○番外 1 筆で 5,722 ㎡でございます。○○さんに話を聞きましたところ、砂利だらけ の田んぼでめんどうくさいということで地盤改良をしたいと営農組合 と話しておりましたら、○○さんの方からはそういう話が出たのでしたらということで、話が進んだものです。実際は○○さんは○○の業 者で、その仕事は誰がやられるかというと○○さんがやられるということです。○○また隣接者の○○さん、土改の役員、生産組合長、自治会長の同意も得られております。期間に関しましては今から 2 年間ということで申請が出ております。ということでひとつご審議をお願いします。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	受付番号18番について、質問が無いようですので、次に、受付番号 19番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号19番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん外3名、賃借人が〇〇さんです。対象の農地は7筆で合計面積が11,640 ㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、15ページから18ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号19番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは報告いたします。事務局さんから言われました〇〇番 1 から合計 7 筆です。現在、一時転用で砂利採取するこの田ですが、〇〇営農組合が耕作をしているものです。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さん外 3 名でございます。面積は先ほども言われましたように、11,640 ㎡、期間は令和 4 年 10 月 1 日~令和 6 年 9 月 30 日までです。地元自治会長、並びに近隣の住民の同意書も提出されておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。

·	
会長	受付番号19番について、質問が無いようですので、次に、受付番号 20番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号20番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は2筆で合計面積が1,512㎡となっており、アパート建設敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、19ページから23ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号20番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	報告いたします。譲受人は○○の○○さんです。譲渡人は○○にお住まいの○○さんです。申請地は○○番外1筆で、面積は1,512㎡です。5条申請に伴う所有権移転のアパートの建設のためであります。○○さんの担当の会長さんに伺ってきました。現在、当地区については○○周辺の企業開発が進んでおり、アパートや住宅が不足の要素がありますので、候補地を3個所ぐらい探しておりましたが、今回○○さんの方です。○○さんは現在実家も全部工場になっておりまして、あと田んぼの処理だけをしたいというのがあったものですから、ここに建てたものであります。アパートについては16世帯の予定であります。雨水排水計画は自然勾配で、北側に排水路がありますので、そこへ放流いたします。これは地元の用水管理者の同意を得ております。生活排水上下水道については公共桝を利用するということです。あと、土地改良の意見書、地区の人、生産組合長、土地改良区理事の同意書、耕作者の同意書も出ております。あと隣接には農用地はありません。図面上道路沿いに建つことになっておりますが、もうちょっと内側に上がって建てる予定です。この地区につきましては、○○が分譲地も売り出しておりましたが、完売しております。他にアパート2棟24室すべて満室という状態です不足の状況です。よろしくお願いします。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。

1	
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第18号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第18号については「承認」といたします。 続いて、議案第19号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、「6年以上10年未満」利用権設定が2件で、合計面積が5,702㎡でありすべて新規となっております。「10年以上」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。申請の内容は6ページに記載のとおりです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第19号については「承 認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
	それでは「異議なし」として、議案第19号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 協議事項は、今回ありません。 次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出 2)業務報告・予定 3)その他連絡事項

会長	それでは、ただいまの件についてでありますが、ご質問等ございませんか。
○○委員	活動報告ですが、今から8月分を思い出して書いていいですか。
事務局	大丈夫です。足りないということであれば追加してください。
○○委員	研修会の参加者が半分ほどなら、日もあるので近場のほうにするとかもう一度再検討してはどうですか。
事務局	もう一度見直ししてみます。
○○委員	小杉の研修会は何時に終わるのですか。研修会の後に行くことはできないのですか。
事務局	研修会は午後5時に終わる予定です。その後のことはもう一度検討 したいと思います。
会長	無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。 これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	本日の総会の出席ありがとうございました。まだ大雨が続いております。天候も不順であります。健康に留意されて災害事故の無いようによろしくお願いします。以上で9月の総会を終了いたします。ありがとうございました。
	-9月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。 なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和4年9月2日

会長 字 川 傳 洛

議事録署名委員 15番 鳥 田 太 衛

16番 碊 姜 秋